



# 熊本県公報

第 1 2 0 1 0 号  
平成 23 年 5 月 17 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項…………… (水俣病保健課) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 保育士登録手数料徴収事務委託…………… (子ども未来課) 2
- 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正…………… (県政情報文書課) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 3

**公 告**

- 平成 23 年度熊本県製菓衛生師試験の実施…………… (健康危機管理課) 16
- 基本測量の終了…………… (監理課) 18

**登 載 依 頼**

- 荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会 (第 1 回) の開催… (企業局工務課) 18

## 告 示

### 熊本県告示第 5 3 9 号

熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。  
平成 2 3 年 5 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項  
熊本県医療事業実施要項 (平成 2 2 年熊本県告示第 6 3 5 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「を通知」を「が確定」に改める。

附則第 3 項に次のように加える。

また、平成 2 2 年 5 月 1 日において改正前の要項の規定に基づき交付を受けていた全ての保健手帳は、平成 2 4 年 3 月 3 1 日に失効するものとする。失効した保健手帳は速やかに知事に返還しなければならない。

附則に次の 1 項を加える。

- 8 第 2 条第 1 項の医療手帳に関し、熊本県医療事業実施要項 (平成 8 年熊本県告示第 5 5 号) 第 4 条の規定による更新申請を行わず、有効期間が満了し、失効となった者であって、第 3 条各号の規定に該当しない者については、当該者の申出に基づき再交付を行うこととし、当該者に対する療養費等の支給は、医療手帳の再交付を受けた日の属する月の翌月から行うこととする。

附 則

この要項は、平成 2 3 年 5 月 1 7 日から施行する。

### 熊本県告示第 5 4 0 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 3 年 5 月 1 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 3 年 5 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	八代市坂本町百済来上字溝口 1 4 7 9 番 1 地先から 同市坂本町百済来上字前田 2 3 6 1 番 5 地先まで	前	10.3 ～ 12.5	87.0	単道改 (仮設 道路の 設置)
				10.3 ～	87.0	

			後	13.2		
				6.0	98.0	
				~		
				12.4		

2 区域を変更する期日 平成23年5月17日

熊本県告示第541号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり手数料徴収事務を委託することとしたので、告示する。

平成23年5月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 委託の内容  
熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）第2条第1項第110号の2に規定する保育士登録申請手数料、同項第110号の3に規定する保育士登録証書換え交付手数料及び同項第110号の4に規定する保育士登録証再交付手数料
- 委託の相手方  
社会福祉法人日本保育協会 東京都渋谷区神宮前五丁目53番1号
- 委託する日  
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

熊本県告示第542号

平成22年6月25日熊本県告示第648号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成23年5月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

表くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会公募委員選考審査の項を削り、同表内閣府青年国際交流事業中間選考会及び熊本県ジュニアドリーム事業ボランティアリーダー選考会の項中「交通安全課」を「くらしの安全推進課」に改め、同表職業訓練指導員試験及び技能検定試験の項中「労働雇用課」を「産業人材育成課」に改め、同表農業機械士技能検定、熊本県非常勤職員採用試験（くまもと県民交流館総合受付嘱託員）及び熊本県非常勤職員採用試験（くまもと県民交流館情報ライブラリー嘱託員）の項を削り、同表熊本県非常勤職員採用試験（博物館活動嘱託員）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（文化企画課松橋収蔵庫植物標本分類・整理・配架業務非常勤嘱託職員）	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	文化企画課
---	---	------------	-------

表熊本県非常勤職員採用試験（福祉総合相談所里親対応嘱託員）の項の次に次のように加える。

熊本県福祉総合相談所非常勤職員採用試験（児童相談業務支援員）	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	健康福祉政策課
UDやさしいまちづくり普及啓発関係業務嘱託員	得点及び順位	合格発表の日から1月	健康福祉政策課

表熊本県非常勤職員採用試験（清水が丘学園夜間指導員）の項中「少子化対策課」を「子ども家庭福祉課」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（清水が丘学園給食調理員）の項を削り、同表熊本県非常勤職員採用試験（清水が丘学園夜間指導員）の項の次に次のように加える。

熊本県八代児童相談所非常勤職員採用試験（児童相談業務支援員）	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	子ども家庭福祉課
熊本県八代児童相談所非常勤職員採用試験（心理判定	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及	合格発表の日から1月	子ども家庭福祉課

員)	び総合順位		
----	-------	--	--

表熊本県非常勤職員採用試験（食品安全検査関係）の項中「食の安全・消費生活課」を「くらしの安全推進課」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（消費生活相談員）の項中「食の安全・消費生活課消費生活センター」を「消費生活課」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（消費生活相談員）の項の次に次のように加える。

熊本県消費生活相談員（商品テスト業務）採用試験	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	消費生活課
-------------------------	------------	------------	-------

表熊本県非常勤職員採用試験（パートタイム職業相談員）の項を削り、同表熊本県非常勤職員採用試験（熊本高等技術訓練校職業訓練相談員）、熊本県非常勤職員採用試験（熊本高等技術訓練校職業訓練指導員）、熊本県非常勤職員採用試験（熊本高等技術訓練校訓練アドバイザー）、熊本県非常勤職員採用試験（熊本高等技術訓練校訓練コーディネーター）、熊本県非常勤職員採用試験（熊本高等技術訓練校離転職者等再就職訓練補助職員）、熊本県非常勤職員採用試験（熊本高等技術訓練校巡回就職支援指導員）、熊本県非常勤職員採用試験（熊本高等技術訓練校障がい者職業訓練トレーナー）、熊本県非常勤職員採用試験（技術短期大学校特別助教授）、熊本県非常勤職員採用試験（技術短期大学校講師）及び熊本県非常勤職員採用試験（技術短期大学校指導員）の項中「労働雇用課」を「産業人材育成課」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（技術短期大学校特別助教授）の項中「助教授」を「准教授」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（熊本県緊急雇用対策事務員）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（熊本県ジョブカフェ・サテライト員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	労働雇用課
--------------------------------	------------	------------	-------

表熊本県非常勤職員採用試験（くまもと県民交流館しごと支援相談員）の項中「労働雇用課」を「産業人材育成課」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（熊本県産業技術センター非常勤研究員）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（事務職員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	産業支援課
--------------------	------------	------------	-------

表熊本県非常勤職員採用試験（家畜保健衛生獣医師嘱託員）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員（国土調査業務）採用試験	得点及び順位	合格発表の日から1月	農地整備課
----------------------	--------	------------	-------

**熊本県告示第543号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年5月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 山都町

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
大川沢1（446-1-004）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町大平
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
宇土川（446-1-005）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町大平
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- エ
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
大川沢 2（4 4 6 - 1 - 0 0 6）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町大平
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- エ
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
須原沢（4 4 6 - 1 - 0 0 8）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山都町米生
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- エ
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
大平川（4 4 6 - 2 - 0 0 2）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山都町大平
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- エ
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
尾野尻川（4 4 6 - 2 - 0 0 7）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山都町尾野尻
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- エ
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
尾野尻川（4 4 6 - 2 - 0 0 8）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山都町尾野尻
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- エ
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
小峯川（4 4 6 - 2 - 0 0 9）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町尾野尻
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- エ

- 土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

下須川 1 (4 4 6 - 2 - 0 1 0)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

山都町尾野尻

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

下須川 2 (4 4 6 - 2 - 0 1 1)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

山都町尾野尻

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

小野迫 1 - 1 (4 4 5 - 1 - 0 1 5 - 1)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

山都町御所

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

小野迫 1 - 2 (4 4 5 - 1 - 0 1 5 - 2)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

山都町御所

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

小野迫 1 - 3 (4 4 5 - 1 - 0 1 5 - 3)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

山都町御所

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 小野迫 1-4 (445-1-015-4)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 山都町御所  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 稲生野 11 (445-2-007)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 山都町御所  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 稲生野 3 (445-2-013)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 山都町御所  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 一ノ瀬 1-1 (445-2-014-1)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 山都町御所  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 一ノ瀬 1-2 (445-2-014-2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 山都町御所  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 稲生野18（445-2-015）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 山都町御所  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
 地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 稲生野4（445-2-016）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 山都町御所  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
 地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 稲生野5（445-2-017）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 山都町御所  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
 地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 稲生野6（445-2-018）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 山都町御所  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
 地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 小野迫2（445-2-020）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 山都町御所  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
 地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 小野迫4（445-2-021）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 山都町御所  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
一ノ瀬 4 (4 4 5 - 2 - 0 2 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
一ノ瀬 6 - 1 (4 4 5 - 2 - 0 2 3 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
一ノ瀬 6 - 2 (4 4 5 - 2 - 0 2 3 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
稲生野 1 9 (4 4 5 - 1 0 0 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町御所
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
開田 1 (4 4 6 - 1 - 0 2 0)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町米生
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり



- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
上大川 (4 4 6 - 1 - 0 2 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町大平
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大川 1 - 1 (4 4 6 - 1 - 0 2 2 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町大平
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大川 1 - 2 (4 4 6 - 1 - 0 2 2 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町大平
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大川 1 - 3 (4 4 6 - 1 - 0 2 2 - 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町大平
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
米生 (4 4 6 - 1 - 0 2 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町米生
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平野 1-1 (4 4 6-1-0 2 7-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町大平
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平野 1-2 (4 4 6-1-0 2 7-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町大平
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平野 1-3 (4 4 6-1-0 2 7-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町大平
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平野 1-4 (4 4 6-1-0 2 7-4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町大平
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平野 1-5 (4 4 6-1-0 2 7-5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町大平
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城

- (40) ア 地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 尾野尻 1 (4 4 6 - 1 - 0 4 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 山都町尾野尻
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 尾野尻 3 - 1 (4 4 6 - 1 - 0 4 2 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 山都町尾野尻
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 尾野尻 3 - 2 (4 4 6 - 1 - 0 4 2 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 山都町尾野尻
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 尾野尻 3 - 3 (4 4 6 - 1 - 0 4 2 - 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 山都町尾野尻
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 尾野尻 3 - 4 (4 4 6 - 1 - 0 4 2 - 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 山都町尾野尻
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 尾野尻 3 - 5 (4 4 6 - 1 - 0 4 2 - 5)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町尾野尻
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
尾野尻 3-6 (446-1-042-6)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町尾野尻
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
尾野尻 3-7 (446-1-042-7)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町尾野尻
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
尾野尻 3-8 (446-1-042-8)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町尾野尻
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
鎌野 1 (446-1-043-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町鎌野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
鎌野 2 (446-1-043-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町鎌野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
大川 2（446-2-018）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町大平  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
名ヶ園 2（446-2-019）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町米生  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
平野 2（446-2-020）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町大平  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
尾尻 2-1（446-2-025-1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町尾野尻  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
尾尻 2-2（446-2-025-2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町尾野尻  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
尾尻 1-1（446-2-026-1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町尾野尻  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
尾尻 1-2（446-2-026-2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町尾野尻  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
尾尻 1-3（446-2-026-3）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町尾野尻  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
尾野尻 1（446-2-039）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町尾野尻  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
尾野尻 2（446-2-040）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町尾野尻  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
名ヶ園 1-1 (446-2-044-1)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町米生  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
名ヶ園 1-2 (446-2-044-2)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町米生  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
赤迫 (446-2-045)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町大平  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (64) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
下大川 (446-2-049)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町大平  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (65) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
引地 (446-2-050)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町大平  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (66) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- 下須-1 (446-2-052-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町尾野尻
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (67) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
下須-2 (446-2-052-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町尾野尻
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (68) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
下須2 (446-1001)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町尾野尻
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城  
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第247号

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により平成23年度熊本県製菓衛生師試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施するので、熊本県製菓衛生師法施行細則（昭和42年熊本県規則第40号）第2条の規定により公告する。

平成23年5月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験日時及び場所
  - (1) 日時 平成23年7月19日（火）午後1時30分から午後3時30分まで  
※2のただし書に該当する者は、午後2時45分まで
  - (2) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館1階101会議室
- 2 試験科目
 

試験科目は、次に掲げる科目とする。ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による菓子製造に係る2級以上の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出たものについては、試験科目のうち（6）を免除する。

  - (1) 衛生法規
  - (2) 公衆衛生学
  - (3) 食品学
  - (4) 栄養学
  - (5) 食品衛生学
  - (6) 製菓理論及び実技（実技は、和菓子、洋菓子、製パンのいずれか1つを選択）
- 3 受験資格
 

試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

  - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び



- 技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者で、2年以上菓子製造業に従事（原則として週4日以上かつ1日6時間以上勤務しているものに限り、専ら製品の運搬及び配達並びに食器及び器具の洗浄等に従事しているものを除く。以下同じ。）したもの
  - (3) 法の施行の日（昭和41年12月26日）に現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）で、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において3年を超えていたもの又は法の施行の日後3年を超えるに至ったもの
- 4 受験手続
- (1) 願書の配付
 

各保健所及び健康危機管理課での配付、郵送による配付及び熊本県ホームページからの配信により実施する。

各保健所及び健康危機管理課での配付期間は、平成23年6月1日（水）から同年6月15日（水）までの午前9時から午後5時までとする。

郵便での配付を希望する者は、宛先を明記し90円切手を貼った返信用封筒（A4用紙の長辺を三つ折りにした書類が入る大きさの封筒）と連絡先（本人と直接連絡が取れる電話番号等）を記載したものを同封し、封筒の表に「製菓衛生師試験願書請求」と朱書して熊本県健康福祉部健康危機管理課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）宛て請求すること。
  - (2) 願書受付期間
    - ア 受付期間は、平成23年6月6日（月）から同年6月15日（水）までとする。
    - イ 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
    - ウ 郵送による受験申込みは、平成23年6月15日（水）までの消印があるものに限って受け付ける。
  - (3) 願書の提出
    - ア 試験を受けようとする者は、(4)の提出書類等に(5)の受験手数料を添え、熊本市内に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄りの熊本県保健所に提出すること（郵送による受験申込みをする者を除く。）。
    - イ 県外に居住する者及び郵送による受験申込みをする者については、封筒の表に「製菓衛生師試験願書在中」と朱書し、(4)の提出書類等と(5)の受験手数料分の熊本県収入証紙又は郵便為替を同封し、熊本県健康福祉部健康危機管理課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）宛て特定記録郵便で提出すること。ただし、2のただし書に該当する者は、郵送による提出はできない。
  - (4) 提出書類等
 

提出書類は次のとおりとする。また、アからエまでの書類の提出部数は保健所に提出する場合にあつては2部、郵送で提出する場合にあつては1部とする。

    - ア 受験願書（第4号様式）（枠外に連絡先（本人と直接連絡が取れる電話番号等）を記入すること。）
    - イ 菓子製造業従事証明書（第1号様式）（3の受験資格の(1)に該当する者を除く。）
    - ウ 菓子製造技能検定合格書の写し（2のただし書に該当する者に限る。）
    - エ 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又はそれらの写し（3の(3)に該当する者を除く。）
    - オ 写真2葉（受験願書の提出前3か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）
  - (5) 受験手数料
 

9,700円（受験願書受付後の受験手数料は、一切返還しない。）
  - (6) 受験票の交付
 

受験票は、受験願書の受付審査後、試験前日までに郵送する。
- 5 合格基準
- 6 科目の合計得点が満点の6割以上であり、かつ、各試験科目の得点が平均点の2分の1（小数点以下を四捨五入した点）を下回らないこと。
- 6 合格発表及び合格証書の交付
- (1) 合格者の発表は、平成23年8月17日（水）午前10時に県庁本館1階ロビー及び各保健所において行う。また、熊本県ホームページに掲載する。
  - (2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を郵送する。
- 7 その他
- (1) 願書の請求及び受験についての問合せ先
 

熊本県健康危機管理課	096-333-2247
有明保健所衛生環境課	0968-72-2184
山鹿保健所衛生環境課	0968-44-4121
菊池保健所衛生環境課	0968-25-4135
阿蘇保健所衛生環境課	0967-32-0535
御船保健所衛生環境課	096-282-0041
宇城保健所衛生環境課	0964-32-0598
八代保健所衛生環境課	0965-33-3198
水俣保健所衛生環境課	0966-63-4104

人吉保健所衛生環境課 0966-22-3107  
 天草保健所衛生環境課 0969-23-0172  
 熊本市保健所食品保健課 096-364-3188

(2) 試験成績の開示

熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定により開示を希望する受験者に対し、各試験科目の得点及び合計得点を開示する。

ア 開示請求の方法

県庁新館3階健康危機管理課に、身分を証明するもの及び合格証書又は受験票を持参した場合に開示する。

イ 開示期間

合格発表の日から1か月間（平成23年8月17日（水）から同年9月16日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後5時まで。）とする。

(3) 試験問題の開示

試験問題は、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。掲載期間は、1年間（平成23年8月17日（水）から平成24年8月16日（木）まで。）とする。

(4) 合格の取消し

受験申込みに当たって、虚偽若しくは不正があった場合、又は受験中の不正行為が判明した場合は、合格を取り消す。

熊本県公告第248号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終った旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年5月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業地域	作業期間
基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成業務）	荒尾市、玉名郡南関町、同和水町	平成22年 4月30日から 平成23年 3月22日まで

登載依頼

熊本県企業局公告第2号

荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（第1回）を次のとおり開催する。

平成23年5月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時  
平成23年5月24日（火）  
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁新館2階 多目的AV会議室
- 3 議題  
(1) 平成22年度モニタリング調査結果について  
(2) 平成23年度モニタリング調査計画について  
(3) その他
- 4 傍聴者の定員  
20人
- 5 傍聴手続  
(1) 荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（以下「委員会」という。）の傍聴を希望する者は、委員会の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行うこと。  
(2) 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。  
(3) 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県企業局工務課  
電話番号096-333-2602